

## 当社では喫煙者の採用をいたしておりません。

2016年 6月以降におきまして面接時に、必ず喫煙の有無を確認させて頂いております。

このため、正社員(新卒・中途)に限らず、契約・アルバイト・パート社員を含む全ての職種の採用において「非喫煙者」であることを条件とさせて頂きます。

※ただし喫煙者であっても、入社までに禁煙可能な場合はこれら不採用の条件には該当しません。

## 当社では社員の健康増進を目的とした喫煙禁止及び 企業競争力と生産性・品質の更なる向上を目指していきます。

### ●「喫煙」という行為は社員の潜在能力を低下させます

喫煙者はニコチン中毒症状という病理的な原因の下にあり、非喫煙時による血液中のニコチン含有量の減少は作業効率を低下させます。

### ●喫煙習慣のある社員には喫煙場所・時間が与えられ不公平

就業時間中の喫煙の頻繁な休憩が認められるということは、喫煙習慣のない社員からみると公平性を欠いています。

### ●健康増進法の施行により、企業内の分煙環境が必要

これは社員に不健康を促進させるために喫煙スペースを設けるという採算性の無い投資と言えます。

※当社は少人数、スペースに限りがある為、分煙環境はございません。会社内は喫煙禁止です。

喫煙習慣のない人にとって、煙草のにおいはとても気になります。お客様との商談、職場内において不必要な問題を引き起こす可能性があります。

私たち組織と社員の皆様がより有意義に働けるようご協力いただきたいと思います。

株式会社クロスワークス 代表取締役 近藤信秀